

4 感染対策と株主総会

弁護士 草地 邦晴

Q4-1 定款の定めと開催時期

緊急事態宣言が発出されたことにより、定款で定められた時期に株主総会を開催することが難しくなりました。時期をずらすことは可能でしょうか。どのようなことに気をつければよいでしょうか。

A4-1

開催困難な状況が解消された後、合理的な期間内に開催することが可能です。ただし、定款で定める基準日から3ヶ月以内に開催できない状況が生じたときは、新たに基準日を定め、当該基準日の2週間前までに当該基準日及び基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要があります。

解説

株式会社の定款に定時株主総会の開催時期が定められている場合であっても、天災やパンデミック等の特殊な状況下においてまでこれに従わなければならない趣旨とは解されず、合理的な期間内に開催されている場合には、直ちに定款違反となるわけではない¹。

ただし、基準日株主が行使できる権利は、当該基準日から3ヶ月以内に行使するものに限られる(124条2項)ため、定款で定めた基準日から3ヶ月以上経過して開催された株主総会において議決権を行使し、又はその決議により剰余金の配当を受けることができる株主については、新たに権利行使のための基準日を定めなければならなくなる。また、当該基準日の2週間前までに当該基準日と基準日株主が行使することができる権利の内容を公告する必要がある(124条3項)。

剰余金の配当については、取締役会への授権を行っている株式会社(459条1項4号)では問題は生じませんが、株主総会決議によることとしている株式会社は多い。

定款の定める基準日から3ヶ月以内に剰余金の配当をすることができない状況が生じたときは、新たな基準日を定めて、当該基準日株主に剰余金の配当をすることとなるが、配当を受けられるか否かは株取引にも影響があり、基準日後に株式を譲渡した株主の中には配当が受けられない事態も生じうることから、実務的

には3ヶ月以内に株主総会を開催した上で剰余金の配当を完了するというスケジュールを維持せざるを得ないことが多い。

東日本大震災の時には資料が失われて計算書類を確定できないといった事態もあったが、これに対しては、一旦定時株主総会を開催の上、続行の決議を求め、計算書類、監査報告等については、継続会において提供するという方法も考えられる^{2,3}。

改選期にある役員等の任期については、定款で定めた時期に開催することができなくとも、その状況が解消された後合理的な期間内に開催された定時株主総会の終結の時までと解することが可能である⁴。継続会とされた場合には、当初の株主総会と同一の株主総会を構成するので、改選期にある役員等の任期も継続会の終結時までと解される。ただし、当初の株主総会における決議により、改選期にある役員等の任期を満了させてその後任を選任する方法も可能であるし、改選期にある役員等が辞任して後任を選任する方法も可能と考えられる⁴。

Q4-2 感染対策

株主総会は予定どおり開催しますが、株主の出席を制限することも許されるでしょうか。会場では、どのような感染防止措置をとるべきでしょうか。

A4-2

感染拡大防止のために株主の来場が一定制限されることも認められますが、株主権の行使に重大な支障が生じないようにすることが必要です。会場においては感染防止措置を徹底することが必要です。

解説

経産省・法務省の「株主総会運営に係るQ&A」⁵においては、次のような対応が可能とされている。

- ① 株主に来場を控えるように呼びかけること
- ② 会場に入場できる株主の数を制限すること
- ③ 結果として、設定した会場に株主が出席していても、株主総会を開催すること
- ④ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のために株主の来場なく開催することがやむを得ないと判断した場合には、その旨を招集通知や自社サイト等において記載し、株主に対して理解を求めること
- ⑤ リアル出席について事前登録制を採用すること
- ⑥ 発熱や咳症状を有する株主の入場を断り、あるいは退場を求めること
- ⑦ 株主総会の時間短縮

ただし、「結果として」「やむを得ないと判断した場合」などの要件は曖昧さを残すところであり、株主総会において行使される株主の権利は議決権行使に限られるものではないことから、抑止的な効果をもつ措置には株主権の行使に鑑みた慎重な検討が必要である。入場に制限を設ける場合には、予め事前の議決権行使を呼びかけることや、株主間の不公平が生じないようにするなどの配慮が必要であり、事前に制限の内容に関する十分な告知、周知を行うことも必要であろう。

感染防止対策としては、マスクの着用、飛沫防止措置(アクリル板など)、非接触体温計の設置、マイクの消毒、役員出席の制限(ないしリモート出席)、開始時間の調整、会場の分散、お土産の廃止、などの措置が会社の実情に合わせて採用されている⁶⁷。

なお、パンデミックの急性期においてはやむを得ない制限であっても、十分な準備期間があった2年目以降については、徐々により制限的でない措置への転換が求められると考えられ、可能な対策を取らずに、安易に制限の継続や固定化を行うことは、決議瑕疵となる可能性があるので留意が必要である。

Q4-3 リモート株主総会

今後を考えると株主総会をリモート会議の形で開催したらどうかと思っておりますが、可能でしょうか。リアル総会とリモート総会を併用する場合はどうでしょうか。

A4-3

会社法上、リアル総会の開催は必須であり、リモート総会のみ株主総会は認められないと解されています。ただし、2021年6月施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、一定の要件を満たす上場企業に限り「場所の定めのない株主総会」開催が可能となりました。リアル総会を開催する一方で、当該リアル総会の場に在所しない株主についても、インターネット等の手段を用いて遠隔地からこれに参加／出席することを許容する形態(いわゆる「ハイブリッド型バーチャル株主総会」)は可能です。

解説

経産省は令和2年2月に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」⁸⁹を策定した。ちょうどCOVID-19の感染拡大時期と重なる時期ではあるが、元々海外を含め遠隔地にいる株主や、集中する株主総会日程など、株主の対話と権利行使を拡大する方向性について検討を重ねてきたものである。

この中で、「バーチャルオンリー株主総会」(リモート総会のみ)は現行の会社法下においては解釈上難しいとされており、リアル総会の開催は必須と解される。しかし、リアル総会に加えて「参加型」あるいは「出席型」のリモート会議を開催する、いわゆる「ハイブリッド型バーチャル株主総会」は現行法上も可能とされた。必ずしもこれを望ましいとするものではない、とされたが、事実上推進が期待されている。

ここにいる「出席型」は、インターネット等の手段を用いた株主総会への関与を株主総会への出席と扱ってリモートでの議決権行使をも行えるようにしたものであり、「参加型」は、リアル総会にリモート接続して配信を受けるものの、議決権行使はこれまで同様に書面・電磁的方法などで事前行使する形である。いずれも、株主の権利としてではなく、追加的な出席手段を提供するものとされており、特に「参加型」は導入のハードルも低く、法的にクリアすべき問題が多くないことから、採用する株式会社が増加することが予想される。

そして、今般、感染症対策の長期化も懸念される中、特別法によって「場所の定めのない株主総会」に関する制度が創設され、一定の要件を満たす上場企業に限定されるが、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能となった¹⁰。今後の動向が注目される。

Q4-4 参加型バーチャル総会の開催方法

参加型のハイブリッド型バーチャル総会は、どのようにして開催するのですか？ 議決権の行使はどのようにして行うのでしょうか。

A4-4

開催されるリアル総会の様子を動画で配信し、株主は予め提供されたID・パスワードなどを使用して配信を受ける形が想定されています。議決権の行使は、従来通り書面や電磁的方法により事前に行うことが必要です。

解説

株主総会に出席する株主は、必ずしも積極的な質問や動議などを行うためであるとは限らず、むしろ、その多くは経営者の声や事業戦略を直に聞くことに意味を見いだしている。また、出席したくとも、遠方、多忙、株主総会日程の重複などの理由により、リアル総会への出席が困難な株主もいる。こうした株主のニーズに応える方法として、参加型のハイブリッド型バーチャル総会が想定されている。

この参加型では、動画の配信を受けても株主総会に出席しているものとは扱われず、議決権の行使は、書面や電磁的方法にて事前に行使する必要がある。また、当日の質問や動議の提出なども当然には認められていない。しかし、リアルタイムにリアル総会の状況について配信を受けることができるため、移動の負担や感染リスクを避けながらリアル総会に出席したときと同じ情報を得ることができるし、これまで出席が不可能であった株主のリモート参加が期待できる。

制度の設計としても、一定期間録画で配信を継続する方法や、株主総会における質問としては扱われなくてもHPなどで質問を受け付け、後日HP上でこれにコメントする形で回答するなど、会社と株主との対話や情報提供を促進していく様々な工夫を行う余地もある。

Q4-5 出席型バーチャル総会における留意点

出席型バーチャル総会の開催のためには、どのような仕組みが必要ですか。本人確認の方法や議決権行使の方法はどのようにしたらよいですか。質問や動議についてはどう扱ったらよいでしょうか。

A4-5

リアル総会とインターネットを通じて参加する株主との間で、情報伝達の双方向性と同時性が確保されているといえる環境があることが必要です。議決権の行使もインターネットを通じて行うこととなりますので、通信障害への対策や本人確認手段の確保が必須で、途中参加や途中退席などへの配慮も必要となります。質問や動議を処理することには困難も予想されることからルールの設定が必要です。質問や動議の可能性がある場合にはリアル総会への出席を促す措置も考えられます。

解説

出席型では、インターネットを通じた接続において、正にリアル総会に出席しているのと同様の情報伝達の双方向性、同時性が確保されていることが求められる。その意味では、最大の課題は大量の株主とのやりとりを確保するシステム構築と通信障害の回避措置である。

通信障害については、そのリスクを事前に告知し、通信障害の防止のために合理的な対策を講じていた場合は、決議瑕疵とはならないと解することが可能とされているが、十分な対策が講じられておらず、障害が起こって議決権行使ができなかった株主が出てきた場

合には、リアル総会にて決議ができて、決議瑕疵の問題が生じて取り消されることとなりかねない。

そのため、出席型においても、現実には、議決権行使の機会が失われないよう、事前に書面による議決権行使等を促した上で、さらに当日議決権行使が行われた場合には事前の議決権行使を無効化するという措置が現実的である。出席型にてログインした段階で事前の議決権行使を破棄することも考えるが、そのまま事前の議決権行使を変更しない趣旨で途中退席した場合に無効票となってしまう懸念があるため、事前の議決権行使の効力の破棄の時期については留意が必要である。

本人確認も重要な問題となる。招集通知の郵送は必要であることから、郵送される議決権行使書面等に固有IDとパスワードを記載して送付し、これを用いてログインを行うことが想定されているが、なりすましや二重出席などを適切に防止する措置が望ましく、二段階認証の活用なども検討すべきである。

バーチャル出席においては、心理的ハードルの低下や機械的操作の容易性から、質問や動議を利用した議事運営の妨害や、濫用的な行使の懸念がある。また議事進行上も、リアル出席とバーチャル出席の両方を同時に目配りして指名することや、適切な説明を求めることにも困難が伴うため、バーチャル出席に即した質問や動議のルールを定めて運用する必要性が高い。ただ、動議についてはバーチャル出席者から取り上げることは困難なことが予測される上、システム上総会で出された動議への賛否の表明ができない場合があることも否定できないため、実質的動議について棄権、手続的動議については欠席として扱うなどの運用をせざるをえず、これらの取扱について、予め招集通知等に案内した上で(了承できない場合はリアル総会への出席を促す。)、このような取扱を行うことは考えられる⁸⁹⁾。

なお、令和3年6月開催の上場会社の株主総会で、出席型バーチャル総会を実施したのは少なくとも12社あり、オンラインでの質問者数は相当数あったようである¹¹⁾。

1 法務省「定時株主総会の開催について」R3.1.29更新
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00021.html
 2 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会(金融庁)「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」R2.4.15
<https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200415/20200415.html>

- 3 金融庁・法務省・経産省「継続会(会社法317条)について」
R2.4.28
<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/11.pdf>
- 4 法務省「商業・法人登記事務に関するQ&A」R2.5.28更新
http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00076.html
- 5 経産省・法務省「株主総会運営に係るQ&A」R2.4.28更新
https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html
- 6 (一社)日本経済団体連合会「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知モデルのお知らせ」
R3.4.28
<https://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0428.html>
- 7 「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた定時株主総会の臨時的な招集通知の解説－経団連モデル－」資料版商事法務434号6頁(2020年5月号)
- 8 経産省「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」
R2.2.26
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>
- 9 遠藤佐知子経産省経済産業政策局企業会計室係長「同解説」商事法務2225号26頁(2020年)
- 10 経産省「場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)に関する制度」最終更新R3.7.8
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/keizaihousei/virtual-only-shareholders-meeting.html
- 11 「株主総会概況－2021年6月総会1,859社」資料版商事法務448号159頁、162頁(2021年7月)